事業種目	実 施 基 準	経	費	補 助 額
1 集会 集 後 条 条 条 条 条 条 条 条 条 条 の の の の の の の の の	集会の用に供する施設で、 集会の利用者が主にだし、のものである30戸未満のものである場合を除く)。	改築及び修約 房設備の設	新築 世紀 など は は は は は は は は は は は は は は は は は は	1 新築、増築、改築及び修繕に係る経費 経費の実支出額と次に掲げる受益個数別基準床面積に平方メートル当たりの基準単価を乗じて得た額とを比較のとかる額とする。ただし、集会所新築、増築及び改築に係る補助額は、150万円を限度とし、修繕に係る補助額は、150万円を限度とする。(1) 受益個数別基準床面積
		2 土地購入 2 土地購入 4 備 「4 備の・棚具房当る 「4 備の・棚類用する 乗 市第ま う 橋 類 6 別 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	財務見りまる一年類別ができる。子室機が雑品のでは、これのでは	経費の実支出額と次に掲げる基準面積に 平方メートル当たりの基準単価とを乗じて得た額とを比較して、少ない額の2分の1以内で市長の定める額とする。 (1) 基準面積 建物1階の床面積の2倍以内とする (2) 平方メートル当たりの基準単価 実質単価と市長の査定した単価とを 比較し、どちらか低額な一方の単価とする。 経費の2分の1以内で100万円を限度とする。ただし、集会所新築(建て替えによる新築の場合を除く。)の場合、1回限りの補助とする。

2 小公園整備	自治会が管理する公 主会が利 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	整備事業に要する経費	経費の2分の1以内で市長の定める額とする。ただし、新規に整備する場合は200万円を限度とし、修繕等を行う場合は100万円を限度とする。
3 体育施設整備	ソフトボール、ゲート ボール等の球技に使用する屋外グラウンにで表している はコートではこれらに 属する水飲場、日よけるに 大変、物置、を新規にを 等を新規にを であること、 とので 設が都市公園との 設が都市公園との とので 設が都市公園との とので とので とので とので とので とので とので とので とので と	同上	経費の2分の1以内で市長の定める 額とする。ただし、150万円を限度と する。
4 その他 市長が適 当と認め る事業	住民の自主的なコミュニティ活動を助長し、かつ、住民の連帯感を高めると認められるコミュニティ施設を整備するものであること。	同 上	経費の2分の1以内で市長の定める額とする。ただし、150万円を限度とする。